

平成28年10月23日
平成28年12月24日改訂
平成29年1月29日改訂
平成29年4月16日改訂
平成29年5月8日改訂

Ⅱ. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画

本基本計画は、低濃度のPCBやダイオキシン類、重金属等に汚染されている豊島廃棄物等の処理を目的に建設された豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関するものである。

次の基本的な対応方針を踏まえるとともに、「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針」に従い、豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画を以下のように定める。

豊島廃棄物等の処理完了後の上記施設等には、豊島廃棄物等やその燃焼に伴って発生したばいじん等が堆積した状態となっており、これらについて十分な除去・除染を行い、除染完了後の測定・確認の結果に基づいて解体・撤去・払出し等を実施する。

1. 用語の定義

- (1) 「豊島中間保管・梱包施設等」とは、豊島中間保管・梱包施設及び関連設備等並びに直島中間処理施設及び関連設備等をいう。
- (2) 「豊島中間保管・梱包施設及び関連設備等」とは、豊島の中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設及び関連設備等をいう。
- (3) 「直島中間処理施設及び関連設備等」とは、直島の中間処理施設及び関連設備等をいう。
- (4) 「堆積物」とは、設備等に堆積した豊島廃棄物等やその燃焼に伴って発生したばいじん等をいう。
- (5) 「除去」とは、簡単な作業等により、堆積物を取り除くことをいう。
- (6) 「除染」とは、設備等から堆積物を取り除くことを目的に、工具等を用いた分離作業や高圧水を用いた洗浄作業等をいう。
- (7) 「撤去等」とは、堆積物の除去・除染及び解体撤去等をいう。
- (8) 「除染等廃棄物」とは、堆積物の除去・除染作業によって生じた廃棄物をいう。
- (9) 「施設撤去廃棄物等」とは、施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう。
- (10) 「設備等」とは、設備、装置及び機器並びに建築構造物等をいう。
- (11) 「作業場」とは、施設の撤去等に伴う作業を実施するにあたり、囲いや壁・天井等により仕切った空間をいう。
- (12) 「作業環境対策」とは、作業従事者の安全を確保するために行う措置等をいう。
- (13) 「作業環境測定」とは、撤去等の作業期間中を中心に行う作業場内の環境測定をいう。
- (14) 「環境保全対策」とは、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための措置等をいう。
- (15) 「施設の撤去等に係る環境計測」とは、施設の撤去等の実施前後及び実施期間中に行う作業場あるいは施設の境界での環境調査をいう。

2. 撤去等の対象施設の範囲及び概要

撤去等の対象施設は、第Ⅰ期撤去豊島内施設のうちの中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設（表1）及び関連設備並びに直島の中間処理施設（表2）及び関連設備とする。

ただし、中間処理施設の一部は有効活用を予定しており、その該当設備等については原則として堆積物の除去のみを実施する。

なお、廃棄物運搬船「太陽」、コンテナダンプトラックや掘削現場で使用の重機等はリースで豊島廃棄物等処理事業に活用しており、これらについては所有者の意向等も踏まえ、別途対応することとし、本計画には含めない。

表 1 豊島の撤去等の対象施設

施設名称	中間保管・梱包施設	特殊前処理物処理施設
所在地	小豆郡土庄町豊島家浦 3158-1	
主要な設備	投入クレーン、積込装置等	切断機、洗浄装置等
建築構造物	鉄筋造 2 階建	
延べ床面積	3, 111. 72m ²	

表 2 直島の撤去等の対象施設

施設名称	中間処理施設
所在地	香川郡直島町 2628-1
主要な設備	前処理設備、焼却・熔融設備、排ガス処理設備等
建築構造物	鉄筋造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建
延べ床面積	16, 664m ²

3. 撤去等の実施にあたっての原則

県は、廃棄物対策課において発注方法も含め、必要となる作業・工程・スケジュール等について検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会」及び「豊島廃棄物等管理委員会」で審議・承認を得たうえで撤去等を実施する。

また、今後の撤去関連工事の際に参考とするため、実施後の評価についても随時行う。なお、撤去等を実施する際には、関係法令で定められた資格者を配置するとともに総括監督員、主任監督員及び監督員を置き、作業全般について監督する。

4. 撤去等の順序・工程

撤去等については、表 3 に示す順序・工程の概要に基づき実施するものとし、主な流れは図 1 に示すとおりとする。

5. 撤去等の期間

豊島の中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設の撤去等の期間については、平成 29 年 7 月～平成 30 年 2 月とする。

また、直島の中間処理施設の一部は有効利用を予定しており、その該当設備等の堆積物の除去の期間については平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月とし、その他の有効利用されない設備等の撤去等の期間については平成 29 年 7 月～平成 31 年 3 月とする。

6. 作業者の健康診断と作業環境対策及び作業環境測定の実施

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施する。また、必要に応じて血液検査を実施するとともに、作業場の状況に応じた適切な保護具等の選定・着用や局所排気・除じん装置を設置するなど、作業環境対策に万全を期す。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.1、マニュアルⅢ.1-1）。

堆積物の除去・除染及び解体撤去時においては、作業環境測定を実施する。この具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.1、マニュアルⅢ.1-1）。

7. BATを適用した堆積物の除去・除染作業の実施

(1) 堆積物の除去・除染作業の方法

堆積物の除去・除染作業の実施にあたっては、その状況に応じ、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したB A Tに基づく適切な方法を採用する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.2、マニュアルⅢ.2-1）。

(2) 除染完了の測定・確認の実施

堆積物の除去・除染作業を終えた各設備等について、「除染完了の判断基準」に基づく除染完了の測定・確認を実施する。この具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.2、マニュアルⅢ.2-2）。

8. 除染等廃棄物の適正な処理の実施

(1) 除染等廃棄物の中間処理施設を活用した処理の実施

除染等廃棄物は、原則として中間処理施設を活用し、溶融処理を実施する。この具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.3、マニュアルⅢ.3-1）。

(2) 中間処理施設の稼働停止後の除染等廃棄物の処理の委託

中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物については、適正な処理委託を行う。この具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.3、マニュアルⅢ.3-1）。

9. B A Tを適用した設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の適正な分別の確認と 払出し・処理委託の実施

(1) 設備等の解体・分別の実施

設備等の解体は、原則として堆積物なしの状態を実施し、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したB A Tに基づき対応する。その際、施設撤去廃棄物等の払出しを考慮し、「分別の判断基準」に基づく分別もあわせて実施する。なお、堆積物ありの設備等が残存する場合には、原則としてこれを堆積物なしの設備等に優先して解体する。また、設備等に使用されている有害物質等（空調用冷媒フロン等）に対しては、関係法令に基づく一般的な建築構造物の解体時における取扱いで対処する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.4、マニュアルⅢ.4-1）。

(2) 施設撤去廃棄物等の分別の確認と処理委託の実施

施設撤去廃棄物等は、「分別の判断基準」に基づく分別が適切に行われていることを確認のうえ払い出す。堆積物ありの場合は、特別管理産業廃棄物の判定基準に準じて適正な処理委託を実施する。

なお、中間処理施設で使用した耐火物、バグフィルタのろ布及び排気用ならびに換気用の活性炭等については、堆積物の除去作業を実施するが、除染作業は行わず、「除染完了の判断基準」によらず、特別管理産業廃棄物の判定基準に準じて適正な処理委託を行う。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.4、マニュアルⅢ.4-2）。

(3) 施設撤去廃棄物等の払出しと輸送・運搬

施設撤去廃棄物等は、原則として資源化を図る。この際、建設リサイクル法や廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、堆積物の状況に応じて有価物としての売却又は廃棄物としての適正な処理委託を行うとともに、豊島・直島における輸送・運搬は可能な限り公道を使用しない経路を選定する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.4、マニュアルⅢ.4-2）。

10. 環境保全対策及び施設の撤去等に係る環境計測の実施

堆積物の除去・除染及び解体撤去時においては、排気・排水等の環境保全対策を実施するとともに、作業の実施前後及び実施期間中に施設の撤去等に係る環境計測を実施する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.5、マニュアルⅢ.5-1及びガイドラインⅢ.6、マニュアルⅢ.6-1）。

なお、周辺環境モニタリングは別に定めた「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」に従って実施されるが、必要と認められる場合には、これに加えて施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングとして、適切な時期に適切な箇所で実施することとする。

11. 情報の収集、整理及び公開

撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すとともに、必要と認められる設備等については、適切な時期に委員又は技術アドバイザーによる確認を得るものとする。

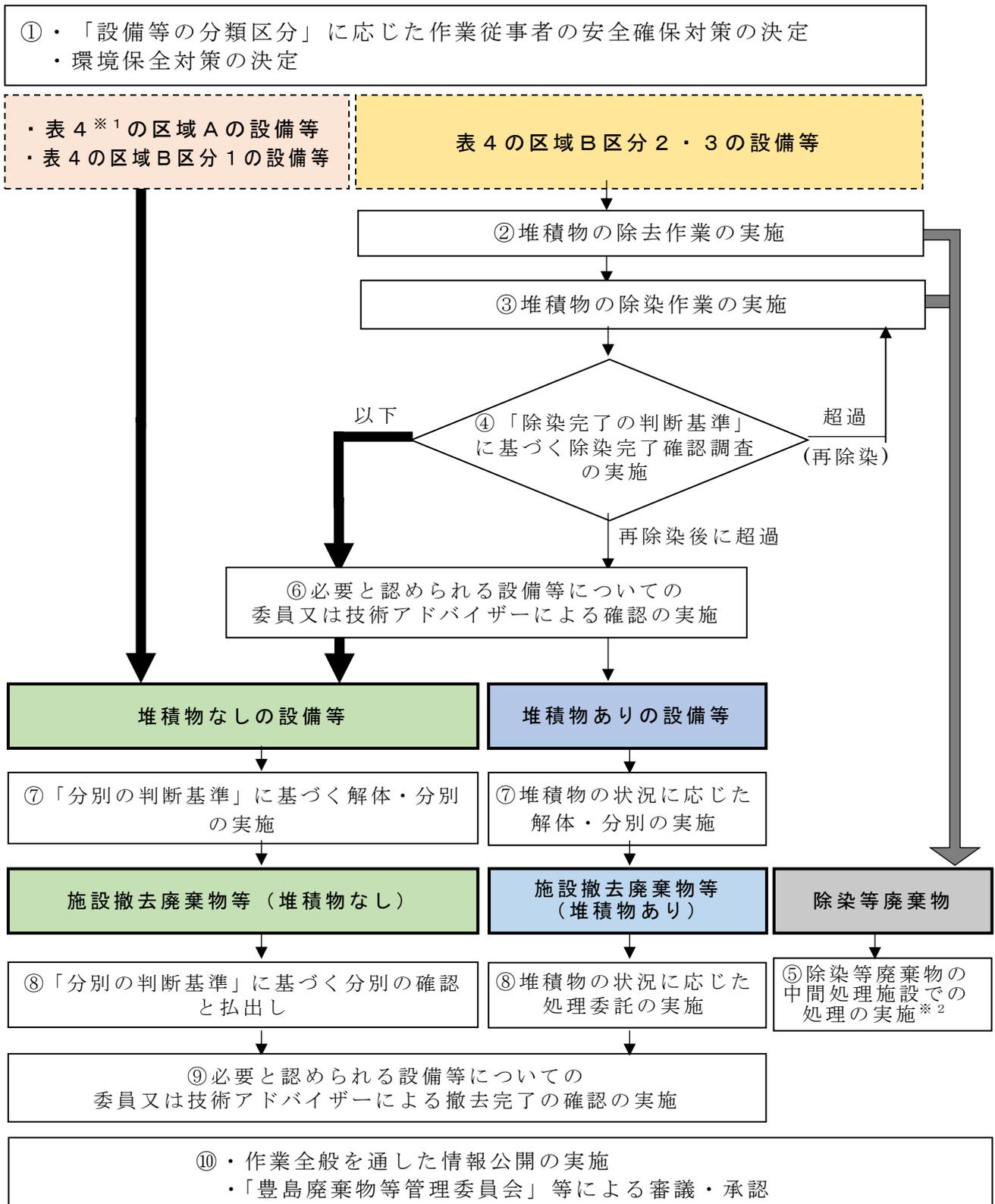
また、インターネット等を通じた的確・迅速な情報の提供や、関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得る。これらの具体的な内容については別途定める（別添マニュアルⅢ.7）。

表3 撤去等の順序、工程等の概要及び実施する対策等

工程等の区分	順序	工程等の概要	実施する対策等			
			作業環境対策	作業環境測定	環境保全対策	施設の撤去等に係る環境計測
事前	①	・「設備等の分類区分」※ ¹ に応じた作業従事者の安全確保対策の決定 ・環境保全対策の決定		○		○
除去	②	・堆積物の除去作業の実施	○	○	○	○
除染	③	・堆積物の除染作業の実施	○	○	○	○
	④	・「除染完了の判断基準」に基づく除染完了の確認調査の実施				
	⑤	・除染等廃棄物の中間処理施設等での処理の実施※ ²				
	⑥	・必要と認められる設備等についての委員又は技術アドバイザーによる確認の実施				
設備等の解体・分別	⑦	・（堆積物なし）分別の判断基準に基づく解体・分別の実施 ・（堆積物あり）堆積物の状況に応じた解体・分別の実施	○	○	○	○
施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託	⑧	・（堆積物なし）分別の判断基準に基づく分別の確認と払出し ・（堆積物あり）堆積物の状況に応じた処理委託の実施				
事後	⑨	・委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認の実施				○
全般	⑩	・作業全般を通じた情報公開の実施 ・「豊島廃棄物等管理委員会」等による審議・承認				

※1 表4に記載する。

※2 除染等廃棄物について処理委託を行う場合には⑧を適用する。



※ 1 表 4 の概要については以下のとおり。

区域 A：豊島廃棄物等の処理作業の区域以外の設備等

区域 B 区分 1：豊島廃棄物等の処理作業の区域のうち豊島廃棄物等が接していない設備等

区域 B 区分 2：豊島廃棄物等の処理作業の区域のうち豊島廃棄物等が接した設備等

区域 B 区分 3：豊島廃棄物等の処理作業の区域のうち豊島廃棄物等の熱処理物が接した設備等

※ 2 中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物については、適正な処理委託を行う。

図 1 撤去等の主な流れ

表 4 設備等の区域と分類区分

区域		分類区分とその内容		主な設備等	堆積物の状況
区域 A	豊島廃棄物等の処理作業の区域以外	豊島廃棄物等の処理作業の区域以外の設備等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室 ・ 見学者ルーム ・ ホール ・ 中央制御室 等 (保護具の不要なエリア) ・ 建築構造物 	豊島廃棄物等は扱っておらず、堆積物はないと考えられる。
区域 B ※1	豊島廃棄物等の処理作業の区域	区分 1	豊島廃棄物等が接していない設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水設備 ・ 電気・計装設備 ・ 配管外装材 ・ 架台・歩廊 ・ 建築設備 (空調機、照明器具、給水設備等) ・ 建築構造物 (床、壁、梁及び天井) 	豊島廃棄物等は接しておらず、堆積物はないと考えられる。
		区分 2	豊島廃棄物等が接した設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入供給設備 (受入ピット、投入クレーン等) ・ 前処理設備 ・ 焼却・熔融設備の内の熱処理前の機器 (投入コンベヤ等) 	豊島廃棄物等が接しており、ダイオキシン類、PCB及び鉛により汚染された堆積物が存在している可能性が高い。
		区分 3	豊島廃棄物等の熱処理物が接した設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却・熔融炉 ・ 熱回収・排ガス処理設備 ・ 熔融物処理設備 ・ 熔融飛灰搬出設備 	豊島廃棄物等は接していないが、設備等によってはダイオキシン類や鉛により汚染された堆積物が存在している可能性がある。

※1 直島の中間処理施設においては、「廃棄物焼却関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止要綱」において決定する管理区域を指す。

豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針及び基本計画を踏まえ、以下に示すガイドライン及びマニュアルを作成する。

